この議定書ができる限り速やかに全ての締約国について効力を生ずることができるようそれぞれの国内の受諾手続を速やかに完了させることの重要性を強調して、

次のとおり協定した。

第一条

条約前文を次のように改める。

正当な委任を受けた自己の代表者がこの条約に署名した政府は、大西洋におけるまぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類の資源に関する共通の関心を考慮するので、また、食用その他の目的のためのこれらの魚類の長期的な保存及び持続可能な利用を可能にする水準にこれらの魚類の資源を維持することについて協力することを希望するので、これらの資源の保存のための条約を締結することを決意して、このため、次のとおり協定した。

第二条

条約第二条及び第三条を次のように改める。

第二条

この条約のいかなる規定も、国際法に基づく締約国の権利、管轄権及び義務に影響を及ぼすものではない。この条約は、国際法と適合するように解釈し、及び適用する。

第三条

1　締約国は、大西洋まぐろ類保存国際委員会と称する委員会（以下「委員会」という。）を設置し、及び維持することに合意する。委員会は、この条約に定める目的を遂行するものとする。各締約国は、委員会の構成員となる。

2　委員会の各構成員は、委員会に三人以下の代表を出すものとする。これらの代表は、専門家及び顧問の補佐を受けることができる。

3　委員会の決定は、原則としてコンセンサス方式によつて行う。コンセンサスに達することができない場合には、当該決定は、この条約に別段の定めがない限り、出席し、かつ、賛成又は反対の投票を行う委員会の構成員の三分の二以上の多数による議決で行うものとし、委員会の各構成員は、一個の投票権を有する。定足数は、委員会の全ての構成員の三分の二をもつて構成する。

4　委員会は、二年に一回通常会議を開催する。特別会議は、委員会の全ての構成員の過半数の要請又は第六条の規定に基づいて設置される理事会の決定により、随時招集することができる。

5　委員会は、その第一回会議において、及びその後は各通常会議において、締約国のうちから議長一人、第一副議長一人及び第二副議長一人を選出する。これらの者は、引き続いて二回以上再選されないものとする。

6　委員会及びその補助機関の会議は、委員会が別段の決定をしない限り、公開とする。

7　委員会の公用語は、英語、フランス語及びスペイン語とする。

8　委員会は、その任務の遂行に必要な手続規則及び会計規則を採択する権限を有する。

9　委員会は、その業務及び調査結果に関する報告書を二年ごとに委員会の構成員に提出し、また、この条約の目的に関係のある事項について、委員会のいずれかの構成員の要請があつた場合には、その構成員に情報を提供する。

第三条

条約第三条の次に次の新たな第四条を加える。

第四条

委員会及びその構成員は、この条約に基づく業務を行うに当たり、次のことを行うために行動する。

(a)　関連する国際的に合意される基準並びに適当な場合には、勧告される方式及び手続に従い、予防的な取組方法及び漁業管理のために生態系を重視する取組方法を適用すること。

(b)　入手可能な最良の科学的な証拠を利用すること。

(c)　海洋環境における生物の多様性を保全すること。

(d)　意思決定過程（漁獲の可能性の配分に関するものを含む。）その他の活動において公平性及び透明性を確保すること。

(e)　この条約に基づく自己の義務を履行し、及び自己の漁業を発展させるとの開発途上にある委員会の構成員の特別な要請（国際法に従つた自己の能力の開発のニーズを含む。）を十分に認識すること。

第四条

条約第四条から第八条までを一条ずつ繰り下げ、次のように改める。

第五条

1　この条約の目的を遂行するため、

(a)　委員会は、他の関連する国際的な漁業に関する機関又は漁業に関する枠組みの業務を考慮しつつ、条約区域におけるまぐろ類並びに海洋性、表層性及び高度回遊性の板さい類（以下「ＩＣＣＡＴ種」という。）の資源並びにその他の種で条約区域のＩＣＣＡＴ種の漁業中に漁獲されるものの研究について責任を有する。この研究は、これらの種に関する調査、その環境に関する海洋学上の調査並びにその豊度に及ぼす自然的及び人的要素の影響に関する調査を含む。委員会は、ＩＣＣＡＴ種と同一の生態系に属する種又はＩＣＣＡＴ種に依存し、若しくは関連する種についても研究することができる。

(b)　委員会は、(a)に規定する責任を遂行するに当たり、委員会の構成員の官公署及びその行政区画の技術的及び科学的役務並びに情報をできる限り利用するものとし、かつ、望ましい場合には、公私の団体若しくは機関又は個人から得ることができる役務及び情報を利用することができる。委員会は、また、委員会の予算の範囲内において、かつ、委員会の関係する構成員の協力を得て、いずれかの国の政府若しくは団体又は他の国際機関により行われている調査を補足するため、独自の調査を行うことができる。

(c)　委員会は、(b)に規定する団体若しくは機関又は個人から受領した情報が質及び客観性に関する確立された科学的な基準に合致することを確保する。

2

(a)　条約区域のＩＣＣＡＴ種の現在における状態及び傾向に関する統計上の情報を収集し、及び分析すること。

(b)　条約区域のＩＣＣＡＴ種の資源を最大持続生産量を実現することが可能であり、かつ、この生産量に合致するようなＩＣＣＡＴ種の効果的な利用を確保する水準以上に維持するための方法に関する情報を研究し、及び評価すること。

(c)　研究及び調査を委員会の構成員に勧告すること。

(d)　委員会の調査結果の報告及び条約区域のＩＣＣＡＴ種に関する統計上、生物学上その他の科学的情報を刊行し、及びその他の方法により普及すること。

第六条

1　委員会の内部に、その議長及び副議長並びに四人から八人までの締約国の代表で構成する理事会を設置する。理事会に代表を出す締約国は、委員会の各通常会議において選出される。もつとも、締約国数が四十を超えた場合には、委員会は、理事会に代表を出す追加の二締約国を選出することができる。議長又は副議長がその国民である締約国は、理事会に選出されないものとする。委員会は、理事会の構成員の選出に当たつては、締約国の地理的利益、そのまぐろ漁業及びまぐろ加工業の利益並びに理事会に代表を出すことについての締約国の平等の権利に十分な考慮を払うものとする。

2　理事会は、この条約が定める任務又は委員会が委任する任務を遂行する。理事会は、委員会の通常会議と次の通常会議との間において少なくとも一回会合する。委員会の会議と次の会議との間において、理事会は、職員が遂行すべき任務について必要な決定を行い、また、事務局長に対し必要な指示を与える。理事会の決定は、委員会が定める規則に従つて行う。

第七条

委員会は、この条約の目的を遂行するため、種別若しくは種群別又は地域別に小委員会を設置することができる。この場合において、各小委員会は、

(a)　その担当する種若しくは種群又は地域の状況を常に検討すること及びこれに関係のある科学的情報その他の情報を収集することについて責任を有する。

(b)　科学的調査を基礎として、委員会の構成員がとるべき共同措置に関する勧告を委員会に提案することができる。

(c)　当該種若しくは種群又は地域に関係のある情報を得るために必要な研究及び調査並びに委員会の構成員の調査計画の調整を委員会に勧告することができる。